

6. その他

(3) 今後のスケジュールについて

時期	内容	担当
5月 ～ 6月上旬	当年度 長寿命化計画の作成 (エリア毎に会議を開催し、優先順位を決定する。)	中球磨土地改良区エリア → 中球磨土地改良区 上村土地改良区エリア → 上村土地改良区 無土地改良区エリア → 支援センター 幸野溝土地改良区エリア → 幸野溝土地改良区 百太郎溝エリア → 百太郎溝土地改良区
6月	第2回 あさぎり町広域協定運営委員会 (当年度 活動計画の承認) (当年度 予算案の承認)	支援センター
8月 ～ 10月	交付金額の決定	県から町へ通知される
10月	第3回 あさぎり町広域協定運営委員会 (当年度 活動計画変更) (当年度 補正予算)	農業支援センター 運営委員 各土地改良区
2月	当年度 中間監査 (4月～12月分)	監査役 農業支援センター 百太郎溝土地改良区
3月 25日	第4回 あさぎり町広域協定運営委員会 (当年度 活動計画変更) 他	農業支援センター
4月 7日～ 11日	期末監査 (1月～3月分)	監査役 農業支援センター 百太郎溝土地改良区
4月 16日～ 18日	第1回 あさぎり町広域協定運営委員会 (前年度分の活動計画変更) (前年度分の収支決算報告) (委員交代) 他	農業支援センター

済

担当の方は、ご協力よろしくお願いします。



(決算及び監査)

第 28 条

本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の7日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後30日以内に委員会の承認を受けなければならない。